

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)
(会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

2022 年 12 月 1 日

株式会社ピクルスホールディングス

株式会社ピクルスコーポレーション

2022年12月1日

吸収分割に係る事後開示書類
(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)
(会社法第801条第3項第2号に基づく開示事項)

埼玉県所沢市東住吉7番8号
株式会社ピククルスホールディングス
代表取締役 影山 直司

埼玉県所沢市東住吉7番8号
株式会社ピククルスコーポレーション
代表取締役 影山 直司

株式会社ピククルスホールディングス（以下「ピククルスホールディングス」といいます。）及び株式会社ピククルスコーポレーション（以下「ピククルスコーポレーション」といいます。）は、2022年10月14日付吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、本吸収分割契約に基づき、効力発生日を2022年12月1日として、ピククルスコーポレーションがその営む関係会社管理事業及び財務管理事業に関して有する権利義務をピククルスホールディングスに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して、ピククルスホールディングスが会社法第801条第3項第2号に基づき、ピククルスコーポレーションが会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づきそれぞれ開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2022年12月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（同号イ）

会社法第784条の2の規定に従って、ピククルスコーポレーションに対して本吸収分割の差止めを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過(同号ロ)

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本吸収分割は、会社法第748条第1項に定める略式分割の要件を満たすことから、ピククルスコーポレーションに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

ピックルスコーポレーションは、ピックルスホールディングスへの債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（同号イ）

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、ピックルスホールディングスに対して本吸収分割の差止めを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（同号ロ）

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割の要件を満たすことから、ピックルスホールディングスに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の意義（会社法第 799 条）

ピックルスホールディングスは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2022 年 10 月 24 日、本吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう官報公告及び電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

ピックルスホールディングスは、本吸収分割の効力発生日である 2022 年 12 月 1 日をもって、ピックルスコーポレーションから、ピックルスコーポレーションがその営む関係会社管理事業及び財務管理事業に関して有する権利義務を承継いたしました。ピックルスコーポレーションから承継した資産及び負債の概算額は、それぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：4,552 百万円

承継負債の額：2,665 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2022 年 12 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上